

静 県 薬 第 578 号  
令和5年 11月 22日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡田国一

**令和6年度診療報酬改定に向けて  
(情報提供)**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写(令和5年11月17日付け日薬業発第281号)のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 281 号  
令 和 5 年 11 月 17 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

令和 6 年度診療報酬改定に向けて  
(情報提供)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、令和 6 年度診療報酬改定に係る必要な財源の確保のため、日本医師会、日本歯科医師会および日本薬剤師会が連携し、関係各方面への陳情活動を行っているところであり、岸田総理大臣ならびに武見厚生労働大臣へ三師会会长の連名による要望書を提出いたしましたので、ご報告申し上げます(別添 1、2)。

三師会連名による要望書のとりまとめに関する公表にあたり、三師会合同で実施した記者会見において、本会からは「政府を挙げて賃金のベースアップを求められているが、医科・歯科と同様に公定価格で運用される薬局においては、一般の小売業のように、急騰する物価や賃金上昇を販売価に転嫁することが出来ないため、極めて厳しい経営状況に陥っている。加えて、6年連続の薬価引き下げによる急激な資産の目減りに、昨今の医薬品供給不足が拍車をかけ、適切な医薬品提供を維持・継続するための備蓄費用の増加が著しく薬局経営を圧迫しており、薬局はベースアップどころか、必要な人材の確保にも窮している状況。令和 6 年度診療報酬改定に関しては、国民が安心して生活できる医療提供体制・地域医薬品提供体制確保のためにも、現在の状況を改善できる様に、適切な財源の確保を強く求める」である旨説明しました。

今後も引き続き、令和 6 年度診療報酬改定の改定率等に係る予算編成に向けて鋭意対応していく予定ですので、貴会におかれましても、引き続きご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

別添 1. 「令和 6 年度診療報酬改定に向けて」内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

別添 2. 「令和 6 年度診療報酬改定に向けて」厚生労働大臣 武見 敬三 殿

(令和 5 年 11 月 15 日付け、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会)

## 別添 1

令和5年11月15日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

公益社団法人 日本歯科医師会

会長 高橋 英登

公益社団法人 日本薬剤師会

会長 山本 信夫

### 令和6年度診療報酬改定に向けて

医療機関、薬局においては、感染症対応をはじめ、地域における医療提供に貢献してきました。しかしながら、支え手が減少する中での人材確保が不可欠であり、政府からも持続的な賃上げが呼び掛けられています。

今年の春闘では平均賃上げ率3.58%、人事院勧告では3.3%の上昇が示されており、医療界においても、これらとの差を埋めるだけでなく、岸田総理が掲げる「賃上げ」という国の重要政策を踏まえて、さらに加速すると見込まれる来春の春闘に匹敵する対応が必要です。

全従事者の13.5%にも上る医療・介護就業者数約900万人に対して、公定価格の引き上げを通じて賃上げ対応することは、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現につながり、経済の活性化も見込めます。

加えて、30年近く類を見ない物価高騰の局面を迎えており、今後も続くことが見込まれる物価高騰には、一時的ではなく、恒常的な対応が必要です。しかしながら、公定価格により運営する医科医療機関、歯科医療機関や薬局等は、その上昇分を価格に転嫁することができません。最低限人事院勧告3.3%に匹敵する賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応には十分な原資が必要不可欠です。

国民の生命と健康を守るために、医療・介護分野における物価高騰・賃金上昇に対する取組を進め、質の高い適切な医療・介護を安定的に国民に提供しなければなりません。

医療界が一体・一丸となって、国の経済対策と歩調をあわせて進んでいく重要な年であり、医師会、歯科医師会、薬剤師会が揃って、診療報酬改定の大きな方向性において、声を一つにして、歩んでいくべきという想いです。

つきましては、令和6年度診療報酬改定に向けて、原資となる適切な財源の確保をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 別添2



令和5年11月14日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

公益社団法人 日本歯科医師会

会長 高橋 英登

公益社団法人 日本薬剤師会

会長 山本 信夫

### 令和6年度診療報酬改定に向けて

医療機関、薬局においては、感染症対応をはじめ、地域における医療提供に貢献してきました。しかしながら、支え手が減少する中での人材確保が不可欠であり、政府からも持続的な賃上げが呼び掛けられています。

今年の春闘では平均賃上げ率3.58%、人事院勧告では3.3%の上昇が示されており、医療界においても、これらとの差を埋めるだけでなく、岸田総理が掲げる「賃上げ」という国の重要政策を踏まえて、さらに加速すると見込まれる来春の春闘に匹敵する対応が必要です。

全従事者の13.5%にも上る医療・介護就業者数約900万人に対して、公定価格の引き上げを通じて賃上げ対応することは、我が国全体の賃金上昇と地方の成長の実現につながり、経済の活性化も見込めます。

加えて、30年近く類を見ない物価高騰の局面を迎えており、今後も続くことが見込まれる物価高騰には、一時的ではなく、恒常的な対応が必要です。しかしながら、公定価格により運営する医科医療機関、歯科医療機関や薬局等は、その上昇分を価格に転嫁することができません。最低限人事院勧告3.3%に匹敵する賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応には十分な原資が必要不可欠です。

国民の生命と健康を守るために、医療・介護分野における物価高騰・賃金上昇に対する取組を進め、質の高い適切な医療・介護を安定的に国民に提供しなければなりません。

医療界が一体・一丸となって、国の経済対策と歩調をあわせて進んでいく重要な年であり、医師会、歯科医師会、薬剤師会が揃って、診療報酬改定の大きな方向性において、声を一つにして、歩んでいくべきという想いです。

つきましては、令和6年度診療報酬改定に向けて、原資となる適切な財源の確保をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。